

11-6 均等法の改正経緯

<b>均等法の改正経緯</b>		
成立改正経緯	施行日	法律の制定及び改正ポイント
<b>均等法成立</b>	<b>S61.4.1</b>	(1) 募集・採用、配置・昇進について女性を男性と均等に扱う努力義務 (2) 教育訓練、福利厚生、定年・退職及び解雇について、女性であることを理由とした差別禁止
<b>H9改正</b>	<b>H11.4.1</b>	(1) 女性に対する差別の努力義務規定が、禁止規定に (2) ポジティブ・アクション、セクシュアルハラスメントに係る規定の創設 (3) 母性健康管理措置の義務規定化(※この部分はH10.4.1施行)
<b>H18改正</b>	<b>H19.4.1</b>	(1) 性差別禁止の範囲の拡大 (2) 間接差別規定の導入 (3) 妊娠等を理由とする不利益取扱いの禁止 (4) セクシュアルハラスメント対策の強化 (5) 母性健康管理措置に係る企業名公表等の措置 (6) ポジティブ・アクションに関し国が事業主に対して行う援助内容の追加 (7) 男女雇用機会均等法の実効性の確保(調停、企業名公表制度の対象範囲の拡大、過料の創設)

男女雇用機会均等法は、昭和 60 年の制定から平成 9 年及び平成 18 年の 2 回に渡り大幅な改正がなされて今日に至っている。

図表 11-7 は、均等法の制定と改正経緯を記したものである。